

宮城県農業農村整備事業等測量業務共通仕様書 新旧対照表（令和7年10月）

（下線の部分は改定部分）

< 改定後（令和7年10月） >	< 現 行（令和6年10月） >	< 改定理由 >
条文 第1条 【略】 第2条 作業実施 測量業務等は、宮城県の定める「宮城県農業農村整備事業等測量作業規程」<u>（令和7年8月18日付け国土地第79号国土交通大臣変更承認）</u>（以下「規程」という。）により実施するものとする。 第3条～第9条 【略】 第10条 打合せ等 1～3 【略】 <u>4 調査職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。</u> <u>※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</u> 第11条～第35条 【略】 第36条 個人情報の取扱い 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 2～11 【略】 第37条～第40条 【略】	条文 第1条 【略】 第2条 作業実施 測量業務等は、宮城県の定める「宮城県農業農村整備事業等測量作業規程」<u>（令和6年5月17日付け国土地第37号国土交通大臣変更承認）</u>（以下「規程」という。）により実施するものとする。 第3条～第9条 【略】 第10条 打合せ等 1～3 【略】 <u>【新設】</u> 第11条～第35条 【略】 第36条 個人情報の取扱い 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、</u>行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 2～11 【略】 第37条～第40条 【略】	【県】 ・県作業規程の国変更承認に伴う変更 【国】 ・農水省の共通仕様書の改定に伴う変更 【国】 ・農水省の共通仕様書の改定に伴う変更